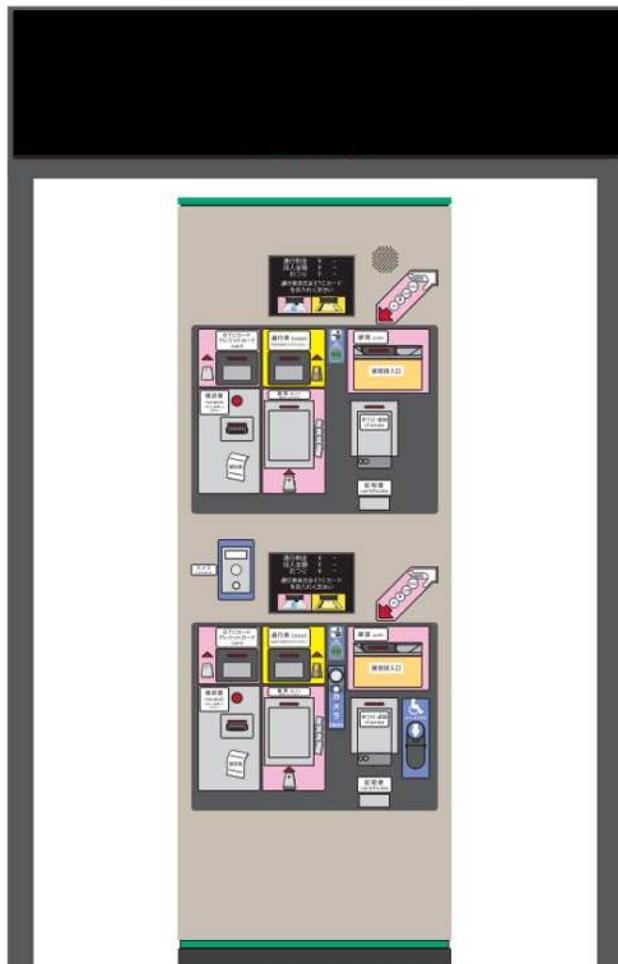


料金精算機

(走行距離に応じた料金を頂く路線用)

ご利用ガイド



みち、ひと…未来へ。



困った時も安心!!
係員による接客で
安心サポート

料金精算機の使い方が
分らなかったり困ったり
した時は係員呼出ボタ
ンを押してください。
音声等により係員が
ご案内します。



—お願い—

お客さまに安心してご利用いただくため、料金精算機では音声ガイダンスや点滅表示でお支払い方法をご案内します。

通行券の紛失や入口料金所でETCがご利用できなかった場合に、ETC時間帯割引の適用をお申し付けいただく際など係員のサポートが必要な時はしばらくお待ちいただくことがございます。何とぞご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

通行料金などのご案内

NEXCO 西日本 お客さまセンター(年中無休・24時間)

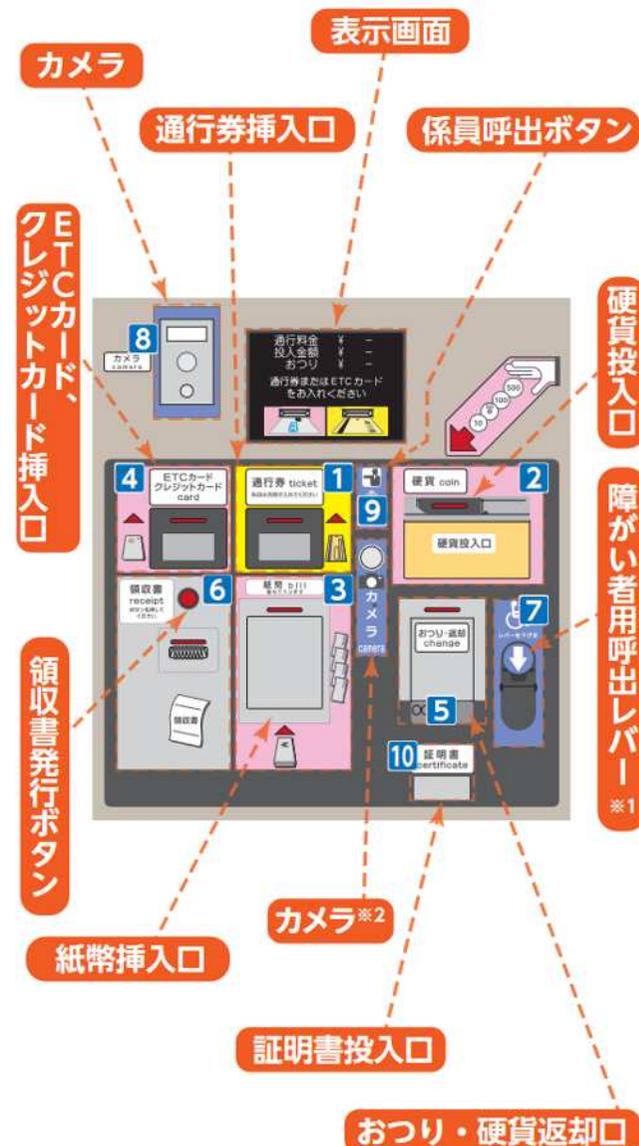
 0120-924863 (クルマでおかけ24時間ハローさん)

※IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。
その場合は、06-6876-9031 (通話料有料)

最近、電話のお掛け間違いが大変多くなっています。

上記以外の電話番号はございません。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

前面パネルのご案内



聴覚障がい者のお客さまは、※1 障がい者用呼出しレバーを下げ
ていただいた上で、前面パネルに備え付けの左のプレートを
※2カメラにかざしていただければ、すぐに係員が対応致します。

START

ETCが使えない状態の車両で、誤ってETC専用料金所へ進入された場合は、「サポート」又は「ETC/サポート」と表示されたレーンへお進みいただき、料金精算機により通行料金をお支払いください。



1 通行券挿入口

2 硬貨投入口

3 紙幣挿入口

4 ETCカード、
クレジットカード
挿入口

5 おつり・硬貨返却口

6 領収書発行ボタン

7 障がい者用呼出
レバー

8 カメラ

10 証明書投入口

料金精算機の 使い方



縁石にご注意の
うえ、**車両を料金
精算機の前で一旦
停止**してください。

左ハンドル車両
のお客さまは、
レーン左にありま
すインターホンで
係員をお呼び出し
ください。

通行券をお持ちのお客
さまは、通行券を**1**
に入れてください。

現金またはカードでお支払いください。硬
貨は**2**、紙幣は**3**、カードは**4**に入れてく
ださい。硬貨・紙幣の組み合わせでお支払
いの場合は、先に硬貨、次に紙幣の順番で
投入してください。**おつりの取り忘れにご
注意**ください。

ETC 入口料金所をETC無線通信により走行さ
れた場合、ETCカードを**4**に入れてください。

領収書
領収書または利用
証明書が必要な方
は、赤い領収書発行
ボタン**6**を押してお
受け取りください。

前方の開閉バーが開い
ていることを、**ご確認の
うえお進み**ください。

障害者割引の適用を受けられる方

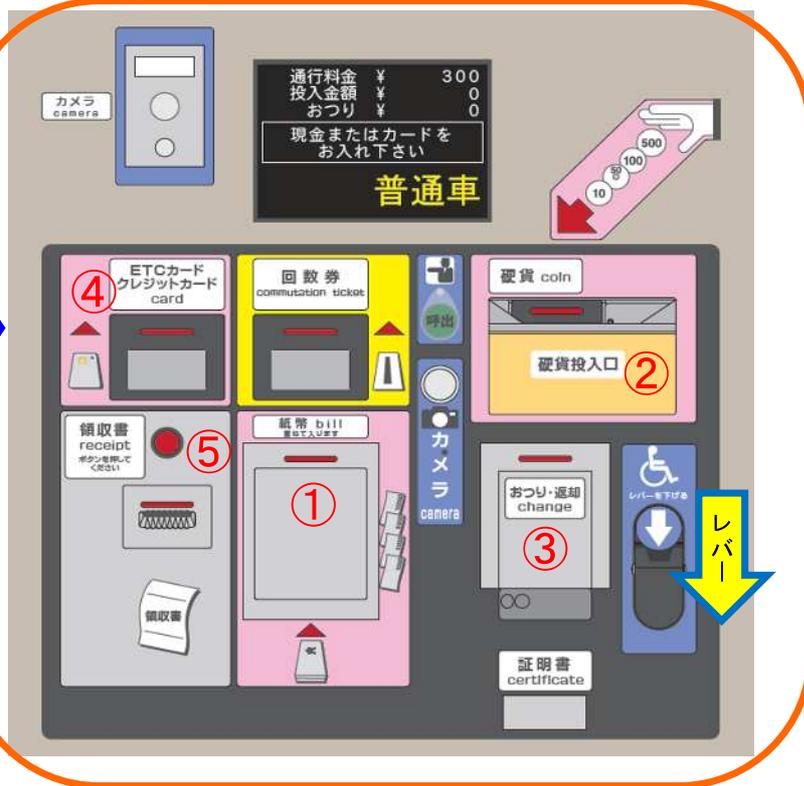
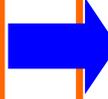
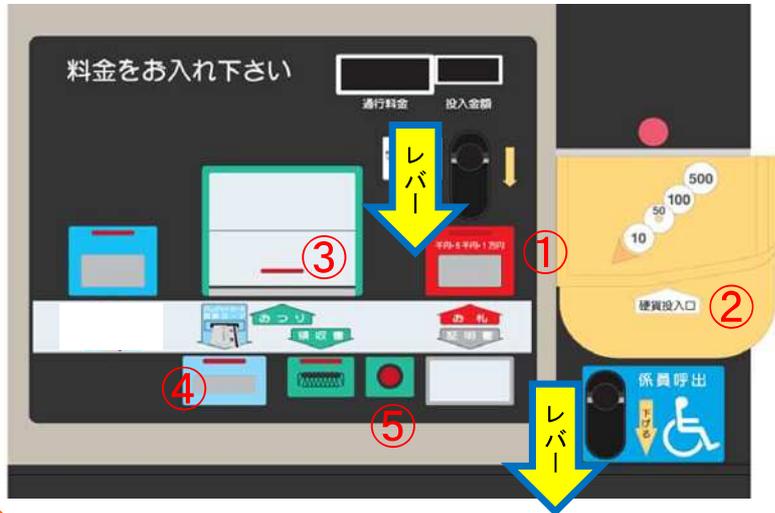
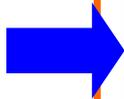
障害者割引の適用を受
けられる方はこちらへ
※**障害者割引**を受けるた
めには、福祉事務所等
において**事前登録**が必要
となります。

青い「障がい者用呼出レバー」
7を下げてください。呼び鈴と
ともに係員対応の画面が表示さ
れます。
※通行券やETCカードは、
まだ、入れないでください。

係員の案内に沿って、障害者手帳の登録記
載部分を開いて、カメラレンズ**9**の前にか
ざしてください。
※モニターに表示
されますので、
ピントが合うよ
うに調整してく
ださい。

check
写真
車両番号
有効期限
係員が登録内容
(写真、車両番号、
有効期限)を確認さ
せていただきます。

料金精算機のご利用方法 (均一料金精算タイプ)



現金・クレジットカード・ETCカード(ETCクレジットカード・コーポレートカード・パーソナルカード)によるお支払いができます。

画面に通行料金が表示されます。

現金でお支払のお客さま

①紙幣投入口 又は ②硬貨投入口 にお金を投入してください。

お釣りは、③おつり から返却されます。

ETCカード、クレジットカードでお支払のお客さま

④カード挿入口 にETCカード又はクレジットカードを挿入してください。

領収書・利用証明書

⑤領収書 ボタンを押してください。

【ご注意】

障害者割引のご確認

料金をお支払される前に  を下げ、インターホンにて係員を呼び出してください。

係員が手帳を確認します。その後、通行料金が割引後の料金に表示されたことを確認してください。

2軸（軸間1m未満）のボートトレーラーけん引でのお客さま

被牽引車両が2車軸以上の車両であって、隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のもので通行される場合には、料金をお支払いされる前に  を下げ、インターホンにて係員を呼び出してください。